

《医科点数表 第10部手術の通則 5 及び 6 の手術件数》

2024年1月～12月 実績	
区分1に分類される手術	
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	62 件
イ 黄斑下手術等	0 件
ウ 鼓室形成手術等	0 件
エ 肺悪性腫瘍手術等	22 件
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	455 件
区分2に分類される手術	
ア 靱帯断裂形成手術等	1 件
イ 水頭症手術等	97 件
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
エ 尿道形成手術等	0 件
オ 角膜移植術	0 件
カ 肝切除術等	29 件
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	14 件
区分3に分類される手術	
ア 上顎骨形成術等	0 件
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0 件
エ 母指化手術等	0 件
オ 内反足手術等	0 件
カ 食道切除再建術等	2 件
キ 同種死体腎移植術等	0 件
区分4に分類される手術	
胸腔鏡下・腹腔鏡下手術	1456 件
その他	
人工関節置換術	0 件
乳児外科施設基準対象手術	0 件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	99 件
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	1237 件
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	703 件

経皮的冠動脈形成術における、当該手術について
(1)急性心筋梗塞に対するもの1件、(2)不安定狭心症に対するもの14件、(3)その他のもの81件です。

経皮的冠動脈ステント留置術における、当該手術について
(1)急性心筋梗塞に対するもの50件、(2)不安定狭心症に対するもの88件、(3)その他のもの467件

上記の手術件数は、厚生労働大臣の定めた施設基準による一部の手術の件数であり、当院のすべての手術件数ではありません。